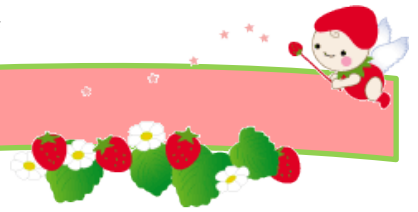




障害者の暮らしについて考える ～ 罪を犯した障害者の支援～



朝の冷え込みが厳しい平成 28 年 2 月 18 日（木）に第 212 回支援研究会が開催されました。今回のテーマは「障害者の暮らしについて考える～罪を犯した障害者の支援～」です。

本日の発言者は、自立支援協議会事務局 北九州市障害者基幹相談支援センター（以下、基幹支援センター） 触法障害者支援研究会*1 担当責任者の 佐々木 元彦 です。始めに厚生労働省の資料を元に、“国における支援の現状”等について説明があり、引き続き“触法障害者支援研究会で試行的に取り組んでいる『入口支援』について”説明がありました。



『入口支援』とは、“逮捕から公判に至るまでの取り調べ、司法手続き段階での司法・福祉の相互協力による支援体制の構築を主とした”の取り組みのことで、平成 26 年度から試行的に取り組まれています。

福祉の支援に繋がるまでの“逮捕から公判までの関係機関の連携のながれ”としては、主に担当弁護士が、被疑者に接見したときに障害者手帳を持っている・(障害があるのではないかと) 障害が疑われる時に、入口支援担当弁護士への協力依頼を経て、基幹支援センターに協力依頼があります。そして基幹支援センターの担当職員が身柄拘束されている警察署に面会に行くのですが、時間も限られていることで福祉的な支援が必要か否か判断するのは難しいため、本人に面会すると同時に可能な限り家族や関係者にも話を伺うとのことでした。

実際対象者に会ってみると、罪を犯すような人物には見えないが、「逮捕されるまでに生活のしづらさを抱えていたということが伺える」とのこと、その生活のしづらさ“罪を犯してしまうと考えられる背景”には、

- ・経済的困窮 ・衝動的な言動 ・対人関係が構築できないことによる孤立
- ・判断能力が不十分で騙される ・特定のものに対する強いこだわり
- ・家庭環境における不遇な養育環境

が考えられ、この背景を踏まえると、「福祉的な支援があれば、罪を犯さなかったのではないかと」考えられるケースがある」のことでした。

フロアから活発な意見交換もありました。実際何らかの形で触法障害者と呼ばれる方に関わっている方から、「罪を繰り返す方が多く、福祉的支援が連携して機能することで再犯が防げるのでは」とのことでしたが、「障害特性によって必要な支援が異なることから、再犯を防ぐには早い段階からの適切な支援が必要だが、本人が福祉的支援を拒む場合がある」とのこと、「再犯ゼロは難しいが、支援し続けていく必要があり、少し長い目を見た方がよいのではないかと」のご意見がありました。

そして「今現に福祉に関わっているから、罪を犯さずに生活している方がいるのでは」というご意見や、「触法障害者と関わる前には不安感があり、罪名だけ聞くと一歩引いてしまうが、早めの情報を頂くとずいぶん違うのでは」との前向きな意見を頂きました。そして、「どこまで情報開示してつなぐのかが等しい課題もあるが、現場につないだ後の情報共有も含め、バックアップ体制があれば現場の安心感につながると思う」とのことでした。



そして、障害のある人が福祉的支援から離れ、地域に住む“一個人”となる時に、罪を犯さずに生活するために地域社会で何ができるのかを考えると、地域での生活環境が重要で、「障害のある人と、地域コミュニティが接点を持つことが大切である」とのことでした。

本日の参加者は 33 名。新規の方は 6 名でした。ありがとうございました。

***1 触法障害者支援研究会**

- 北九州市が平成 26 年度に北九州市障害者自立支援協議会に設置
- 「触法障害者支援研究会」で入口支援における支援スキームを検討し平成 26 年 11 月より試行的に取り組む
- 弁護士、福祉事業所、行政機関等と連携を図り逮捕から公判に至るまでの支援を試行実施
- 試行的に支援する対象者
 - ・北九州市に住民票がある人
 - ・知的障害のある人
 - ・窃盗、詐欺（無銭飲食等）等の軽微な罪を犯した人
 - ・65 歳未満の人

※実際には精神障害のある人や、障害者手帳を持っていないで、一見障害があるとわかりにくいけれど、知的障害があるのではないかとと思われる方を支援するケースもあり。



※こちらの議事録は
北九州市障害者自立支援協議会の
ホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu.net.shien-c.com/>

